

【新規】優良繁殖雌牛更新加速化事業

「畜産クラスター計画」に位置付けられた取組主体の構成員等が、「更新計画」に基づき、高齢な繁殖雌牛を優良な若い繁殖雌牛に更新する取り組みを支援します。

事業に参加するには？

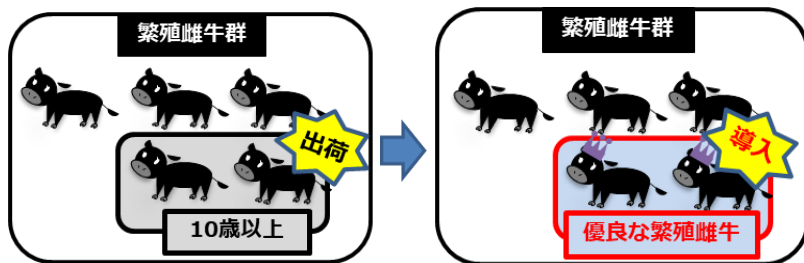
- 肉用子牛生産者補給金制度交付契約を締結している必要があります。
- 3年後の成果目標として次のいずれかを設定※し、達成を目指す必要があります。
※取組主体において構成員の目標を統一し設定

【成果目標】繁殖雌牛の平均月齢の「5%以上の低下」又は「4か月齢以上の低下」

支援内容は？

- 条件を満たす優良な若い和牛繁殖雌牛※に更新する場合、実績に応じて奨励金が交付されます。
※黒毛和種・褐毛和種・日本短角種・無角和種に限る
- 交付対象頭数は、令和6年1月1日～令和6年12月31日の間に出荷した満120か月齢以上の繁殖雌牛※の頭数の範囲内となります。
※令和6年度事業の場合、令和5年12月31日以前から飼養している牛に限る
- 「遺伝的多様性に配慮した更新」※の取組に対し、手厚い奨励金が交付されます。

奨励金単価	要件
10万円/頭	優良な若い繁殖雌牛（育種価要件の確認）
15万円/頭	希少な父牛に由来※する優良な若い繁殖雌牛（黒毛和種のみ） ※裏面の101頭の種雄牛以外を父牛とする繁殖雌牛



支援を受けるための注意点！

- ★ 育種価の要件があります。
「枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑」の推定育種価又は期待育種価のうち2つ以上が県において※上位1/2以上
※他県産の雌牛の場合は生産県の育種価
- ★ 導入する牛は、14か月齢未満が対象です。ただし、初妊牛の導入は特例があります。
- ★ 更新実績は、令和6年12月31日時点で9か月齢以上の牛※が対象です。
※自家保留牛による更新も対象
- ★ 1交付対象者あたり25頭が奨励金交付の上限です。

◇全国での要望量によっては、交付されない場合があります。



